

| 事業報告書      |                                   |                        |                                                                                                                |
|------------|-----------------------------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療法人整理番号   |                                   | 07001                  |                                                                                                                |
| 報告期間       | 自                                 | 令和7年4月1日               |                                                                                                                |
|            | 至                                 | 令和8年3月31日              |                                                                                                                |
| 1 事業報告書の概要 |                                   |                        |                                                                                                                |
|            | (1) 名称                            | 社会医療法人福島厚生会            |                                                                                                                |
|            |                                   | 分類①                    | 財団                                                                                                             |
|            |                                   | 分類②                    | 社会医療法人                                                                                                         |
|            |                                   | 分類③                    | 基金制度不採用                                                                                                        |
|            | (2) 事務所の所在地                       | 都道府県                   | 福島県                                                                                                            |
|            |                                   | 市区町村                   | 福島市                                                                                                            |
|            |                                   | 町名・番地                  | 北沢又字成出16-2                                                                                                     |
|            |                                   | 建物名                    | 福島第一病院                                                                                                         |
|            |                                   |                        | <a href="#">従たる事務所の記載はこちら</a>                                                                                  |
|            | (3) 設立認可年月日                       |                        | 昭和27年6月30日                                                                                                     |
|            | (4) 設立登記年月日                       |                        | 昭和27年6月30日                                                                                                     |
|            | (5) 理事長の氏名                        | 姓                      | 星野                                                                                                             |
|            |                                   | 名                      | 俊吾                                                                                                             |
|            |                                   | 役員及び評議員の人数             | 16                                                                                                             |
|            | 役員及び評議員                           | <a href="#">記載はこちら</a> |                                                                                                                |
| 2 事業の概要    |                                   |                        |                                                                                                                |
|            | (1-1) 本来業務（病院、診療所）                | <a href="#">記載はこちら</a> |                                                                                                                |
|            | (1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）        | <a href="#">記載はこちら</a> |                                                                                                                |
|            | (2) 附帯業務                          | <a href="#">記載はこちら</a> |                                                                                                                |
|            | (3) 収益業務                          | <a href="#">記載はこちら</a> |                                                                                                                |
|            | (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項 | <a href="#">記載はこちら</a> |                                                                                                                |
|            | (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債             | <a href="#">記載はこちら</a> | (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。 |
|            | (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債             | <a href="#">記載はこちら</a> |                                                                                                                |
|            | (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設      | <a href="#">記載はこちら</a> |                                                                                                                |
|            | (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容   | <a href="#">記載はこちら</a> | 全ての指定内容について記載しても差し支えない。                                                                                        |
|            | (9) その他                           | <a href="#">記載はこちら</a> | 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）                                                            |

様式 1 : 1-(2)

| 事業報告書            |      |                 |     |
|------------------|------|-----------------|-----|
| 1-(2) 従たる事務所の所在地 |      |                 |     |
| 都道府県             | 市区町村 | 町名・番地           | 建物名 |
| 福島県              | 福島市  | 北沢又字成出 1 6 番地の2 |     |
|                  |      |                 |     |

様式 1 : 1-(5)

| 事業報告書         |     |     |                           |
|---------------|-----|-----|---------------------------|
| 1-(5) 役員及び評議員 |     |     |                           |
| 役職            | 姓   | 名   | 備考                        |
| 理事            | 星野  | 俊吾  | 福島厚生会理事長                  |
| 理事            | 千葉  | 勝実  | 福島厚生会顧問                   |
| 理事            | 浅野  | 桂太郎 | 福島厚生会副理事長                 |
| 理事            | 小川  | 智弘  | 福島第一病院院長                  |
| 理事            | 星野  | 寧人  | 福島第一病院副院長                 |
| 理事            | 安田  | 悟   | 老健ホリスティカかまた施設長、厚生会クリニック院長 |
| 監事            | 佐藤  | 成   | 佐藤成公認会計士事務所長 公認会計士        |
| 監事            | 今井  | 理基夫 | 今井法律事務所 弁護士               |
| 評議員           | 伊東  | 純一  | 月電工業(株)代表取締役会長            |
| 評議員           | 安田  | 敬   | (株)福島人材派遣センター代表取締役社長      |
| 評議員           | 星野  | 祐二  | 医師                        |
| 評議員           | 猪俣  | 洋一郎 | 猪俣整形外科院長 医師               |
| 評議員           | 菅野  | 次男  | (有)掛田電化サービス社長             |
| 評議員           | 佐々木 | 善宏  | (有)佐々木木工所社長               |
| 評議員           | 金子  | 克之  | (株)北陽不動産鑑定事務所代表取締役        |
| 評議員           | 手塚  | 健一  | (株)ウエディングエルティ代表取締役社長      |
|               |     |     |                           |

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

様式 1：2-(1)

| 事業報告書                                                         |          |      |            |                    |       |      |      |      |      |       |      |
|---------------------------------------------------------------|----------|------|------------|--------------------|-------|------|------|------|------|-------|------|
| 2-(1) 本来業務<br>(開設する病院、診療所（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務) |          |      |            |                    |       |      |      |      |      |       |      |
| 種類                                                            | 施設の名称    | 指定管理 | 施設の医療機関コード | 開設場所               | 許可病床数 |      |      |      |      |       |      |
|                                                               |          |      |            |                    | 一般病床  | 療養病床 | 医療保険 | 介護保険 | 精神病床 | 感染症病床 | 結核病床 |
| 病院                                                            | 福島第一病院   |      | 0710112434 | 福島県福島市北沢又字成出16番地の2 | 196   | 0    | 0    | 0    | 0    | 0     | 0    |
| 診療所                                                           | 厚生会クリニック |      | 0710117086 | 福島県福島市鎌田字門丈壇4番 1   |       |      |      |      |      |       |      |
|                                                               |          |      |            |                    |       |      |      |      |      |       |      |

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(1)

| 事業報告書                                                              |           |      |            |                   |      |      |
|--------------------------------------------------------------------|-----------|------|------------|-------------------|------|------|
| 2-(1) 本来業務<br>(介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務） |           |      |            |                   |      |      |
| 種類                                                                 | 施設の名称     | 指定管理 | 施設の介護事業所番号 | 開設場所              | 入所定員 | 通所定員 |
| 介護老人保健施設                                                           | ホリスティカかまた |      | 0750180069 | 福島県福島市鎌田字門丈壇 4 番1 | 100  | 38   |
|                                                                    |           |      |            |                   |      |      |

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(2)

| 事業報告書                                 |      |                    |    |
|---------------------------------------|------|--------------------|----|
| 2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務） |      |                    |    |
| 種類又は事業名                               | 委託管理 | 実施場所               | 備考 |
| 訪問看護ステーションささや                         |      | 福島県福島市北沢又字成出16番地の2 |    |
| 指定居宅介護支援事業所かまた                        |      | 福島県福島市鎌田字門丈壇4番地 1  |    |
| 通所リハビリテーション                           |      | 福島県福島市鎌田字門丈壇4番地 1  |    |
| 介護付有料老人ホームシャローム                       |      | 福島県福島市笹谷字上成出15-1   |    |
|                                       |      |                    |    |

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3)

| 事業報告書                                                         |                          |    |
|---------------------------------------------------------------|--------------------------|----|
| 2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務） |                          |    |
| 種類                                                            | 実施場所                     | 備考 |
| 駐車場業                                                          | 福島県福島市野田町 3 丁目7-1        |    |
| 医療介護用品販売                                                      | 福島県福島市北沢又字成出16番地の2福島第一病院 |    |
| 医療介護用品販売                                                      | 福島県福島市鎌田字門丈壇4-1          |    |
| 保育事業                                                          | 福島県福島市北沢又字成畑 6 番1        |    |
|                                                               |                          |    |

様式 1 : 2-(4)-(9)

| 事業報告書                                                                                                                |                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項                                                                                  |                                      |
| 日付                                                                                                                   | 議決又は同意した事項                           |
| 令和7年6月24日                                                                                                            | 2024年度事業報告（自2024年4月1日至2025年3月31日）の決定 |
| 令和7年6月24日                                                                                                            | 2024年度決算（自2024年4月1日至2025年3月31日）の決定   |
| 令和8年3月17日                                                                                                            | 2026年度事業計画（自2026年4月1日至2027年3月31日）の決定 |
| 令和8年3月17日                                                                                                            | 2026年度収支予算（自2026年4月1日至2027年3月31日）の決定 |
| 令和8年3月17日                                                                                                            | 2026年度借入限度額の決定                       |
|                                                                                                                      |                                      |
| 注）2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。 |                                      |

|                                                                                                                          |           |      |      |      |                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------|------|------|------------------|
| 2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債                                                                                                  |           |      |      |      |                  |
| 発行総額                                                                                                                     | 申込期間（開始日） | 利率   | 資金使途 | 償還方法 | 医療機関債を引き受けた医療法人名 |
| 申込単位                                                                                                                     | 申込期間（終了日） | 払込期日 |      | 償還期限 |                  |
|                                                                                                                          |           |      |      |      |                  |
|                                                                                                                          |           |      |      |      |                  |
| 注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。<br>医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。 |           |      |      |      |                  |

|                                                                                                                                                                                                                                                     |          |      |               |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|------|---------------|--|
| 2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債                                                                                                                                                                                                                             |          |      |               |  |
| 医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由                                                                                                             |          |      |               |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                     |          |      |               |  |
| 医療機関債名                                                                                                                                                                                                                                              | 発行元医療法人名 | 購入総額 | 償還期間（開始日～終了日） |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                     |          |      |               |  |
| 注)<br>1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。<br>2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。 |          |      |               |  |

|                                |    |                  |
|--------------------------------|----|------------------|
| 2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設 |    |                  |
|                                | 日付 | 開設（許可を含む）した主要な施設 |
|                                |    |                  |

|                                   |                     |
|-----------------------------------|---------------------|
| 2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容 |                     |
| 日付                                | 他の法律、通知等において指定された内容 |
|                                   |                     |
| 注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。        |                     |

|                                                        |      |
|--------------------------------------------------------|------|
| 2-(9) その他                                              |      |
| 日付                                                     | 記載事項 |
| 注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意) |      |

法人名 社会医療法人福島厚生会  
所在地 福島県福島市北沢又字出 1 6 番地の2

※医療法人整理番号 07001

貸借対照表  
令和8年3月31日 現在

(単位：千円)

| 資産の部       |           | 負債の部         |           |
|------------|-----------|--------------|-----------|
| 科目         | 金額        | 科目           | 金額        |
| I 流動資産     | 1,204,244 | I 流動負債       | 499,464   |
| 現金及び預金     | 591,806   | 支払手形         |           |
| 事業未収金      | 542,599   | 買掛金          | 89,073    |
| 未収収益       | 40,071    | 短期借入金        | 136,864   |
| たな卸資産      | 17,826    | 未払金          | 109,910   |
| 前払費用       | 11,648    | 未払費用         | 52,750    |
| その他の流動資産   | 2,118     | 未払法人税等       | 72        |
| 貸倒引当金      | -1,827    | 未払消費税等       | 1,295     |
|            |           | 前受金          |           |
|            |           | 預り金          | 29,883    |
|            |           | 前受収益         | 5,887     |
|            |           | 賞与引当金        | 73,730    |
|            |           | その他の流動負債     |           |
| II 固定資産    | 4,308,308 | II 固定負債      | 1,860,807 |
| 1 有形固定資産   | 4,267,456 | 医療機関債        |           |
| 建物         | 1,849,214 | 長期借入金        | 1,569,450 |
| 構築物        | 54,601    | その他の固定負債     | 4,900     |
| 医療用器械備品    | 264,536   | 退職給付引当金      | 271,495   |
| その他の器械備品   | 47,832    | 長期未払金        | 14,962    |
| 車両及び船舶     | 300       |              |           |
| 土地         | 1,956,076 |              |           |
| 建設仮勘定      | 94,897    |              |           |
| その他の有形固定資産 |           |              |           |
|            |           | 負債合計         | 2,360,272 |
|            |           | 純資産の部        |           |
| 2 無形固定資産   | 28,510    | 科目           | 金額        |
| 借地権        | 8,812     | I 基金         |           |
| ソフトウェア     | 19,295    | II 積立金       | 3,152,280 |
| その他の無形固定資産 | 403       | 設立等積立金       | 1,223     |
| 3 その他の資産   | 12,341    | 繰越利益積立金      | 2,979,723 |
| 有価証券       | 91        | 圧縮積立金        | 171,334   |
| 長期貸付金      | 3,900     |              |           |
| 保有医療機関債    |           |              |           |
| その他長期貸付金   |           | III 評価・換算差額等 |           |
| 役員等長期貸付金   |           | その他有価証券評価差額金 |           |
| 長期前払費用     | 1,738     | 繰延ヘッジ損益      |           |
| 繰延税金資産     |           |              |           |
| その他の固定資産   | 6,747     |              |           |
| 貸倒引当金      | -135      |              |           |
|            |           | 純資産合計        | 3,152,280 |
| 資産合計       | 5,512,553 | 負債・純資産合計     | 5,512,553 |

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。  
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

様式第二号

法人名 社会医療法人福島厚生会  
所在地 福島県福島市北沢又字成出16番地の2

|          |       |
|----------|-------|
| 医療法人整理番号 | 07001 |
|----------|-------|

損 益 計 算 書

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位：千円)

| 科目           |           | 金 額 |           |
|--------------|-----------|-----|-----------|
| I 事業損益       |           |     |           |
| A 本来業務事業損益   |           |     |           |
| 1 事業収益       |           |     | 3,199,624 |
| 2 事業費用       |           |     |           |
| (1) 事業費      | 3,282,167 |     |           |
| (2) 本部費      | 131,826   |     | 3,413,993 |
| 本来業務事業損失     |           |     | 214,369   |
| B 附帯業務事業損益   |           |     |           |
| 1 事業収益       |           |     | 433,577   |
| 2 事業費用       |           |     | 405,526   |
| 附帯業務事業利益     |           |     | 28,051    |
| C 収益業務事業損益   |           |     |           |
| 1 事業収益       |           |     | 43,774    |
| 2 事業費用       |           |     | 53,006    |
| 収益業務事業損失     |           |     | 9,232     |
| 事業損失         |           |     | 195,550   |
| II 事業外収益     |           |     |           |
| 受取利息         | 1,255     |     |           |
| その他の事業外収益    | 0         |     | 1,255     |
| III 事業外費用    |           |     |           |
| 支払利息         | 22,432    |     |           |
| その他の事業外費用    | 0         |     | 22,432    |
| 経常損失         |           |     | 216,727   |
| IV 特別利益      |           |     |           |
| 固定資産売却益      | 145       |     |           |
| その他の特別利益     | 0         |     | 145       |
| V 特別損失       |           |     |           |
| 固定資産売却損      | 0         |     |           |
| その他の特別損失     | 163       |     | 163       |
| 税引前当期純損失     |           |     | 216,745   |
| 法人税・住民税及び事業税 | 72        |     |           |
| 法人税等調整額      | 0         |     | 72        |
| 当期純損失        |           |     | 216,817   |

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

|                     |           |       |
|---------------------|-----------|-------|
| 法人名 社会医療法人 福島厚生会    | ※医療法人整理番号 | 07001 |
| 所在地 福島市北沢又字成出16番地の2 |           |       |

財 産 目 録  
( 2026 年 3 月 31 日現在 )

|     |   |   |                |                |
|-----|---|---|----------------|----------------|
| 1 資 | 産 | 額 | 5, 512, 553 千円 |                |
| 2 負 | 債 | 額 | 2, 360, 272 千円 |                |
| 3 純 | 資 | 産 | 額              | 3, 152, 280 千円 |

| (内 訳) | 区 分               | (単位：千円)     |
|-------|-------------------|-------------|
|       | 金 額               |             |
| A     | 流 動 資 産           | 1, 204, 244 |
| B     | 固 定 資 産           | 4, 308, 308 |
| C     | 資 産 合 計 ( A + B ) | 5, 512, 553 |
| D     | 負 債 合 計           | 2, 360, 272 |
| E     | 純 資 産 ( C - D )   | 3, 152, 280 |

|                              |                                                                                                                     |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土地及び建物については、該当する欄の□を塗りつぶすこと。 |                                                                                                                     |
| 土 地                          | ( <input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 賃借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有 (部分的に賃借) ) |
| 建 物                          | ( <input checked="" type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有 (部分的に賃借) ) |

様式5

様式5

法人名 社会医療法人 福島厚生会

|           |  |
|-----------|--|
| ※医療法人整理番号 |  |
|-----------|--|

所在地 福島市北沢又字成出16番地の2

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

| 種類         | 名称 | 所在地 | 総資産額<br>(千円) | 事業の内容 | 関係事業者<br>との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|------------|----|-----|--------------|-------|---------------|-------|--------------|----|--------------|
| 該当事項はありません |    |     |              |       |               |       |              |    |              |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

| 種類         | 氏名 | 職業 | 関係事業者<br>との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|------------|----|----|---------------|-------|--------------|----|--------------|
| 該当事項はありません |    |    |               |       |              |    |              |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

## 監事監査報告書

社会医療法人福島厚生会

理事長 星野 俊吾殿

私達は、社会医療法人福島厚生会の2025年度会計年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私達は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、事務局及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び寄附行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び寄附行為に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実  
は認められません。

2026年6月 11 日

社会医療法人 福島厚生会

監事 今井 理基夫

監事 佐藤 成

## 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

### 1.資産の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券

・その他の有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### ②たな卸資産

最終仕入原価法

### 2.固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産

定率法によっております。但し、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

|          |        |
|----------|--------|
| 建物       | 7年～47年 |
| 構築物      | 8年～30年 |
| 医療用器械備品  | 2年～10年 |
| その他の器械備品 | 4年～15年 |
| 車両運搬具    | 2年～6年  |

#### ②無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア(法人内使用分)については、法人内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

### 3.引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の損失率により貸倒引当金を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年

度に負担すべき額を計上しております。

### ③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を簡便法（退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法）により計算し、計上しております。

## 4.消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

## 5.その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

### 補助金等の会計処理

固定資産を購入する目的で受け取った補助金については、積立金経理により処理しております。

事業費用の補助目的の運営費補助金は、事業収益に計上しております。

## 6.資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

### 【資産及び負債に関する事項】

単位:千円

| 科目 | 金額      |
|----|---------|
| 資産 | 113,878 |
| 負債 | 1,367   |

### 【収益業務から本来業務への繰入金の状況】

単位:千円

| 項目   | 前期末残高     | 当期繰入金額 | 当期元入金額 | 当期末残高     |
|------|-----------|--------|--------|-----------|
| 繰入金額 | △ 417,489 | 2,000  | 10,413 | △ 425,903 |

## 7.担保に供されている資産に関する事項

### 【担保に供している資産】

単位:千円

| 科目 | 金額        |
|----|-----------|
| 建物 | 1,248,830 |
| 土地 | 1,645,058 |
| 合計 | 2,893,888 |

【担保に係る債務】

単位:千円

| 科目    | 金額        |
|-------|-----------|
| 長期借入金 | 1,706,314 |
| 合計    | 1,706,314 |

8.その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

【有形固定資産の減価償却累計額】

単位:千円

| 項目      | 金額        |
|---------|-----------|
| 減価償却累計額 | 5,365,138 |

【基本財産の増減の内容及び金額】

単位:千円

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 土地      | 1,223 | 0     | 0     | 1,223 |

## 独立監査人の監査報告書

令和8年6月10日

社会医療法人福島厚生会

理 事 会      御 中

、 尾形克彦公認会計士事務所

福島県福島市

公認会計士

尾形克彦

### 監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人福島厚生会の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

### 監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

### 計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために

理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

令和8年6月10日

社会医療法人福島厚生会

監事 佐藤 成 殿

監事 今井 理基夫 殿

尾形克彦公認会計士事務所

福島県福島市

公認会計士

尾形克彦

### 監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人福島厚生会の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

### 監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

### 計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために

理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上